

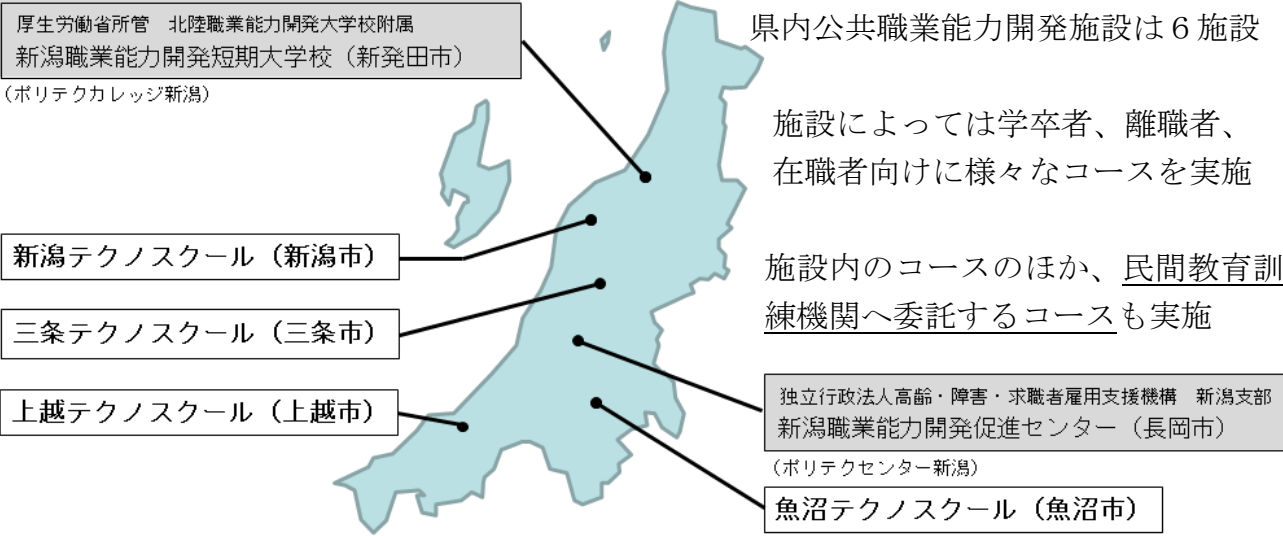
公共職業訓練の概要と委託訓練の業務について

1 職業能力開発と公共職業訓練

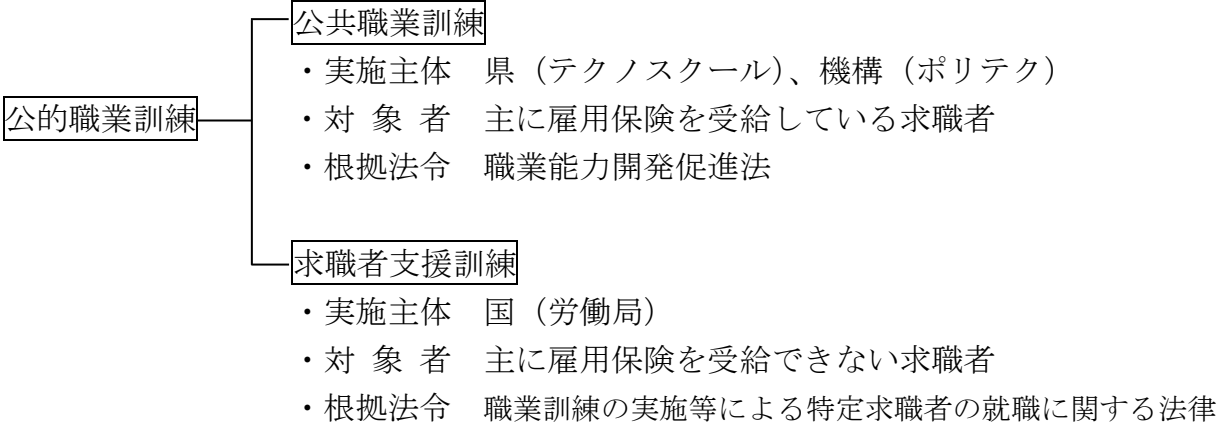
職業能力開発とは、新しく職業に就こうとする方（学卒者）や、職業を転換しようとする方（離職者）、労働者として職業に就いている方（在職者）に対し、その職業生活の全期間を通じ、段階的かつ体系的に職業能力を向上させ、職業の安定と地位向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（職業能力開発促進法第 13 条引用）

(1) 新潟県の公共職業能力開発



(2) 公的職業訓練



2 離職者向け職業訓練について

(1) 訓練の区分

テクノスクール施設内で実施するコースを「施設内訓練」といい、事務、介護デジタル系など民間教育訓練機関等を活用して訓練の実施を委託するコースを「委託訓練」という。

| | 短期課程（1年以下） | 普通課程（1年～2年） |
|-------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 施設内訓練 | テクノスクールで実施 溶接科、ビル設備管理科など | テクノスクールで実施 デュアルシステム自動車整備科 |
| 委託訓練 | 民間教育訓練機関等で実施 標準3か月 事務、介護系など多様なコース | 専門学校等で実施 「長期高度人材育成コース」という 介護福祉士、保育士、情報システム等 |

※短期課程・・・離職者に対して、職業に必要な技能・知識を習得する短期間の課程

(2) 委託訓練の種類

| | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 知識等習得コース | 一般的な集合形式の訓練。座学（学科及び実習）を1日あたり6時間で実施。標準3か月コース。 |
| デュアルシステム （若年者向けで実施） | 座学に企業実習を加えたコース。DSと略して記す場合あり 標準4か月（座学3か月＋企業実習1か月）のコース。 |
| eラーニングコース | 通所が困難な者を対象に、育情報通信機器を活用した在宅による訓練コース。3か月を標準とし、1月当たり54時間以上60時間以下を標準時間とする。 |
| 長期高度人材育成 コース | 国家資格等の高い職業能力を習得し、正社員就職の実現を目的とする。訓練期間：1年以上2年以下 |

(3) 委託訓練の短期課程の実施規模（R6、R7年度）

（人）

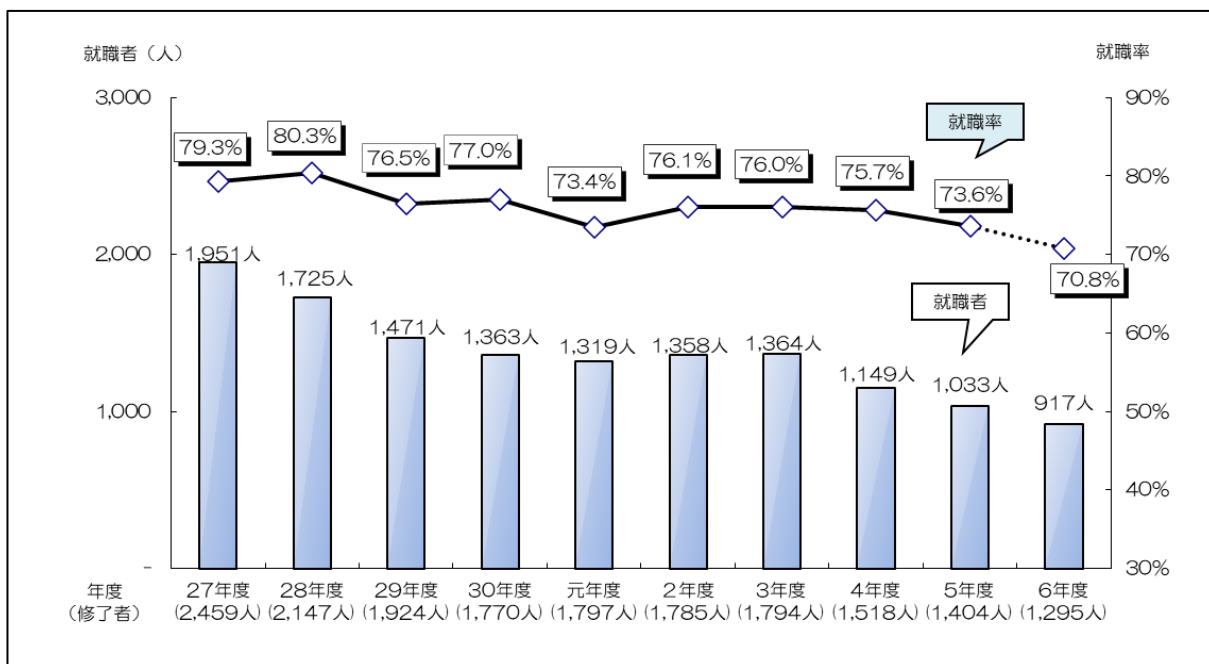
| 分野 | R6 | うち 知識等 習得 コース | うち デュアル システム | R7 | 前年 度比 | うち 知識等習得コース | | うち デュアルシステム | | eラーニングコース | |
|----------------------|-------|------------------------|--------------------|-------|----------|----------------|----------|----------------|----------|-----------|---|
| | | | | | | 前年 度比 | 前年 度比 | 前年 度比 | 前年 度比 | | |
| 事務系 | 1,220 | 1,175 | 45 | 1,080 | ▲ 140 | 1,035 | ▲ 140 | 45 | 0 | 20 | 0 |
| 介護系 | 455 | 410 | 45 | 455 | 0 | 410 | 0 | 45 | 0 | 0 | 0 |
| デジタル系 | 660 | 480 | 180 | 806 | 146 | 626 | 146 | 180 | 0 | 30 | 0 |
| ものづくり系 | 15 | 0 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 建設系 | 40 | 40 | 0 | 40 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| サービス | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上記以外の分野 （自由提案を含む） | 75 | 60 | 15 | 75 | 0 | 60 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 小計 | 2,465 | 2,165 | 300 | 2,471 | 6 | 2,171 | 6 | 300 | 0 | 50 | 0 |

※ 定員は予算上の定員であり、募集定員はこれよりも少ない

(4) 就職状況

【訓練受講者の就職状況の推移】

(令和7年9月末現在)



(5) 訓練受講対象者

訓練受講対象者は、ハローワークに求職登録をしており、ハローワーク所長のあっせんを受けた者。なお、デュアルシステムはジョブ・カードが必要。

(6) 訓練生への支援について

ア 受講料

受講料は無料。

ただし、訓練生本人の所有に帰するテキスト代等は、訓練生本人の負担とする。

イ 訓練中の支援

- ① 雇用保険失業給付 (在職賃金 45~80%) …… 7割以上の受講者が受給
ただし、①が受給できない訓練生であっても以下②、③の支援が受けられる場合がある。
- ② 職業訓練受講給付金 (国) …… 所得、資産など要件あり
- ③ 訓練手当 (障害者・ひとり親の親) …… 所得など要件あり

3 委託訓練の受託者が行う業務

以下について実施すること。

(1) 職業訓練の3本柱

ア 「教科指導」(職業に必要な専門的な知識・技能の習得)

訓練受講者が職業に必要な知識・技能(資格)を習得(取得)するため、訓練計画作成のほか、指導員体制と教室や関連設備の充実が必要。

イ 「生活指導」(職業人にふさわしい生活態度の涵養(かんよう))

訓練受講者の安定就労に必要な、規則正しい生活リズムや、一般的な社会人としてのマナー、コミュニケーション力を身に付ける指導を行うこと。

ウ 「職業指導」(就職、キャリア形成に係る助言指導)

職業訓練の最終目的は、資格取得や知識・技能の習得を生かして訓練受講者を就職に導くこと。

このため、訓練受講者に対する就職支援が重要であり、支援体制を整備し最新の求人・求職情報の収集を行うと共に、日々のスキル研鑽に基づく適切なキャリア・コンサルティングなどを実施すること。

※ 上記の他、訓練受講者募集及び入校選考に関する協力(面接試験を行うコースでの面接官派遣など)を依頼する場合がある。

(2) 委託訓練受託機関の選定要件について

下記①、②のいずれかの要件を満たしていること。

① 職業訓練サービスの質の向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講し、委託契約締結日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること。

② 「IS029993(公式教育外の学習サービス—サービス要求事項)」及び「IS021001(教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引)」を取得していること。

※ 企画提案書の提出にあたっては、①又は②のいずれかの根拠資料の写しの添付が必須。

(3) 契約と委託料の請求

企画提案プロポーザルにおいて、訓練コースの企画提案が採択された場合に、企画提案者は、採択を受けた訓練コースを実施する地域を所管するテクノスクール校長と業務委託契約を締結することができる。

委託料の請求にあつては、訓練終了後に、実績報告書を提出し、履行確認が完了した後に請求をすることができる。

ただし、訓練期間が3か月を超える場合、必要に応じて3か月を単位として、請求することができる。

(4) その他

短期課程の教科書代など受講者負担額については、離職者訓練であることに配慮し、概ね16,300円(税込)以下とすること。

ただし、資格取得にかかる受験料や受験対策に係る経費でやむを得ず超過する場合は、必要最小限の額とするよう努めること。